

企業枠の利用企業を募集中！

# アップの保育園 こども館

「アップの保育園こども館」は、内閣府所管の「企業主導型保育事業」です。  
株式会社アップの従業員の子ども以外にも、地域のお子様のご利用枠（地域枠）や、  
アップと共同利用協定を契約締結した企業のお子様のご利用枠（企業枠）をご用意しています。

## <企業枠ご利用の条件>

「企業主導型保育事業」は、企業さまが負担している「子ども・子育て拠出金」という税金を財源とした助成を受けているため、企業枠のご利用には以下の条件を満たすことが必要です。

- 【条件】・企業さまが「子ども・子育て拠出金」を負担している（＝厚生年金を適用している）企業であること（国及び地方公共団体は除く）
- ・企業さまと株式会社アップとで共同利用協定の契約締結が可能であること

## <よくあるご質問>

Q：共同利用の契約をすることで会社に費用はかかりますか

A：いいえ。園の運営費や利用に関わる企業さま側の費用負担は一切ありません。

ただし費用負担のない代わりに、契約締結＝利用者さまの入園をお約束するものではございません。  
入園審査の結果、定員に達しているなどの理由で入園できない可能性もございます。

Q：契約を結んだ後、何かしなければいけないことはありますか

A：企業さま側で特別何かしていただく必要はございません。

契約期間満了時に特にお申し出のない場合は、1年毎の自動延長となります。

もし何らかの理由で契約を破棄したい場合は、事前に書面にてお申し出ください。

（ただし既に御社企業枠でお通いのお子さまがいらっしゃる場合は、即時解約はいたしかねます）

## <お申し込みの流れ>

1. 企業ご担当者様より、<kodomokan-hoiku@up-inc.co.jp>宛に、以下3点をお知らせください。

- ①企業名、担当者名、ご連絡先電話番号
- ②入園希望されている園児さまの氏名（かな）、従業員（保護者）さまの氏名（かな）
- ③ご希望の園名（西宮北口、千里中央のどちらをご希望か）

共同利用協定の概要書面（契約書サンプル）をお送りさせていただきます。

2. 契約概要書面の内容をご確認いただき、締結可能であればその旨ご連絡ください。

契約締結の手続きについてご案内いたします。

3. 2の契約締結完了後、従業員さまには企業枠で入園審査に進んでいただきます。

審査の結果、合格が決まりましたら、保育園より従業員さまへご連絡をさせていただきます。

ご不明点等ございましたらメール、またはお電話（0798-81-3390）にてお問い合わせください。



アップの保育園  
こども館

### <お問い合わせ先>

株式会社アップ アップの保育園こども館  
〒663-8035 兵庫県西宮市北口町 1-2-305 ACTA 西宮東館 3F  
HP： <https://www.kodomokan.com/nishikita/>  
TEL：0798-81-3390  
MAIL： kodomokan-hoiku@up-inc.co.jp